

大分県障害者施策推進協議会条例

昭和48年 3月31日
大分県条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号。以下「法」という。）第36条第3項の規定に基づき、同条第1項の合議制の機関（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 協議会の名称は、大分県障害者施策推進協議会とする。

(所掌事務の特例)

第3条 協議会は、法第36条第1項各号に掲げる事務のほか、次に掲げる事務を行う。

1 障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例（平成28年大分県条例第15号）第21条第2項の規定によりあつせんを行うこと。

2 障害を理由とする差別の解消を図るための施策に関する事項について、知事の諮問に応じて答申すること。

(組織)

第4条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 前条第1号に規定するあつせん（以下「あつせん」という。）を行うため必要があるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。

3 委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障害者並びに障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者のうちから、知事が任命する。

4 臨時委員は、学識経験のある者、障害者及びその家族を代表する者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者並びに事業者（事業者団体を含む。）を代表する者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、あつせんに関する事務が終了したときは、解任されるものとする。

(専門委員)

第6条 協議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者、障害者並びに障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第7条 協議会に会長を置き、委員の互選によつて定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第9条 協議会は、あつせんを行うため、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員及び臨時委員のうちから、会長が指名する者5人をもつてあつせんを行う。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選によつて定める。
- 4 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 5 会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、あつせん案の作成は、委員及び臨時委員の全員一致をもつて行うものとする。
- 6 協議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて協議会の議決とすることができる。
- 7 第7条第3項並びに前条第1項及び第2項の規定は、部会について準用する。この場合において、第7条第3項及び前条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、第7条第3項中「委員」とあるのは「委員又は臨時委員」と、前条第2項中「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

(幹事)

第10条 協議会に幹事を置く。

- 2 幹事は、県職員のうちから、知事が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け、協議会の事務を処理する。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、福祉保健部において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮つて定める。

附 則

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

(省略)

附 則 (平成28年条例第15号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。